

○小澤総務課長 それでは、3分ほど遅延してしまいましたが、改めましてたまたまから第49回「社会保障審議会児童部会」を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日は、ウェブ会議で開催させていただきます。本日は、委員の全ての方に御出席いただいております。

まず、委員の交代がございましたので報告いたします。

大塚委員、権丈委員、新保委員、松田茂樹委員、山縣委員が任期満了により御退任されました。

新たに就任された委員を紹介させていただきます。

社会福祉法人麦の子総合施設長、北川聡子委員でございます。

○北川委員 よろしくお願ひします。

○小澤総務課長 武庫川女子大学文学部教授、倉石哲也委員でございます。

○倉石委員 よろしくお願ひします。

○小澤総務課長 日本女子大学人間社会学部教授、周燕飛委員です。

○周委員 よろしくお願ひします。

○小澤総務課長 甲南大学マネジメント創造学部教授、前田正子委員でございます。

○前田委員 前田です。よろしくお願ひします。

○小澤総務課長 日本社会事業大学専門職大学院教授、宮島清委員です。

○宮島委員 宮島です。よろしくお願ひします。

○小澤総務課長 それでは、頭撮りはここまでとさせていただきます。

今回の委員会は、傍聴希望者向けにユーチューブでライブ配信をしております。

なお、本委員会ではこれ以後の録音、録画は禁止させていただいておりますので、傍聴されている方はくれぐれも御注意くださいますようお願いいたします。

それでは、改めまして、これより先の議事は秋田部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○秋田部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から報告がありましたとおり、部会長代理をされていた新保委員が退任されたことから、社会保障審議会令第6条第5項に基づき、新たな部会長代理を指名させていただきたいと思ひます。部会長代理には、相澤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、次に社会保障審議会児童部会専門委員会等の議論の状況について、事務局から説明をお願ひいたします。

○小澤総務課長 それでは、お手元の資料1及び2に沿って説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

お手元の資料1を取っていただきますようお願いします。「社会保障審議会児童部会専門委員会等の議論の状況及び今後の予定について」でございます。目次のところを御覧になっていただきますようお願いします。

「児童虐待防止関係の検討状況」について、4つの検討会、あるいはワーキンググループ、ワーキングチームの状況を報告させていただきます。その後に、社会的養育専門委員会の現在の状況を御報告させていただくとともに、児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する地方との協議の場、ベビーシッターの関連で子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会について、順次説明させていただきます。

1枚資料をおめくりいただきまして、1ページ目を御覧になっていただきますようお願いいたします。「児童福祉法等改正法に基づく検討状況」の資料でございます。これは、令和元年に成立した児童福祉法等改正法の検討規定等に基づき、対応を行うこととされている事項について図式化したものでございます。表にございますように、体罰禁止、職員の資格の在り方、資質向上策の検討、一時保護等の手続の在り方の検討、子どもの権利擁護に関する検討について、それぞれ検討会あるいはワーキンググループ、ワーキングチームを設けまして検討を行ってきたところでございます。

民法の「懲戒権」の検討につきましては、法務省の所管する法制審議会で検討が進められております。

国と地方の協議の場については、現在協議が開催されているところでございます。

2ページ目をお願いいたします。「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会について」でございます。こちらにつきましては、先ほどの児童福祉法の改正において児童の親権を行う者は児童のしつけに際して体罰を加えることその他監護、教育に必要な範囲を超える行為により児童を懲戒してはならないこととされました。

これを受けて、国会の附帯決議において、体罰の範囲あるいは体罰の禁止に関する考え方を示したガイドラインを作成し、体罰によらない子育てを推進するための検討を行うこととされたものでございます。

スケジュールにつきましては、令和元年9月3日に第1回を開催して、昨年2月18日に取りまとめを行っております。

「主な検討事項」については、こちらの2ページ目の右上に記載のとおりでございます。

資料を1枚めくっていただきまして、3ページ目をお願いいたします。「体罰等によらない子育てのために」の概要でございます。

まず「はじめに」のところを記載の上で、IIのところ「しつけと体罰は何が違うのか」、その違いの考え方のところを記載するとともに、または右側の色で囲んでいるところでございますが「こんなことしていませんか」ということで、体罰に該当し得る行為の具体例を挙げたものになっています。

IIIのところでは「なぜ体罰等をしてはいけないのか」ということについて、単に法律で禁止されている以上にどういった悪影響があるかということを含め、取りまとめたところ

でございます。

その上で「体罰等によらない子育てのために」ということで「子どもとの関わりの工夫」、あるいは「保護者自身の工夫」、これらについてそれぞれどういった工夫をしていけばいいかということを取りまとめたところでございます。

4 ページ目をお願いいたします。「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループについて」でございます。こちらは、「設置の趣旨」のところでございますが、児童福祉法の改正法の検討規定において「児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他必要な資質の向上を図るための方策について検討を加える」とされたことを受けて設けられたワーキンググループでございます。

「スケジュール」につきましては、令和元年9月に第1回を開催して、本年2月2日に取りまとめが行われております。

1 ページめくっていただきますようお願いいたします。5 ページでございます。こちらの取りまとめのポイントを説明します。

まず「子ども家庭福祉の資格の在り方」について、(基本的な考え方)としては、子ども家庭福祉に関する専門的な知識・技術を有することを客観的に評価し、専門性を担保できる仕組みとしての資格の創設は検討すべきとされたところでございます。

その上で、(資格の対象・建て付け)については大きく分けて1の粗いイメージの記載にありますとおり、共通科目の上に社会福祉士、精神保健福祉士と並立する形で、専門の科目を履修した上で資格取得する形、それから2の粗いイメージのところ共通科目の上に社会福祉士、精神保健福祉士の資格を取得した上で、さらに上乘せの課程を修了した者に付与される資格、この2つが考えられるとされているところで、2案がございます。

その他、(資格の付与方法)(養成課程・養成ルート)(任用・配置)あるいは(スーパーバイザー等)について、それぞれで取りまとめが行われております。

6 ページ目をお願いいたします。「(2) 研修・人材養成の在り方」でございます。

(基本的な考え方)としては、このような資格制度を創設したとしても実際に養成される現場に定着するまでには相応の年数を要することを踏まえれば、研修・人材養成を充実させる必要があるとされております。

その上で(現行の研修制度)、または(有資格者等に対する研修制度)(研修の実施体制)、これらについてそれぞれ必要な事項が取りまとめられたところでございます。

「(3) 人事制度・キャリアパスの在り方」についてのところでございます。

(基本的な考え方)としては、児童相談所や市区町村の職員がソーシャルワークの専門職として専門性の積上げができるような人事制度・キャリアパスとしていく必要があるとした上で、(採用)(人事・キャリアパス)、それぞれについて所要の事項が取りまとめられたところでございます。

7 ページ目をお願いいたします。「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関

する検討会概要」でございます。こちらにつきましては「検討会設置の趣旨」の○の2つ目のところですが、検討規定におきまして「要保護児童を適切に保護するために都道府県及び児童相談所が採る一時保護その他の措置に係る手続の在り方について検討を加える」とされたことを受けて設けられた検討会でございます。

「スケジュール」としては、令和2年9月に第1回が開催され、本年4月に取りまとめが行われております。

8ページ目をお願いいたします。「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会 とりまとめ」でございます。

まず、こちらについては一時保護の開始、一時保護の期間中、解除、一時保護を通じて共通する事項それぞれについて在り方を述べております。

「～開始に当たって」というところでいいますと、例えば開始に当たってのアセスメントやカンファレンスの在り方について述べるとともに、調査権あるいはその司法審査の在り方について取りまとめが行われています。司法審査については独立性・中立性・公平性を有する司法機関が一時保護の開始の判断について審査する新たな制度を導入すべきとされております。

「一時保護期間中の手続等の在り方」については、処遇の在り方として、例えば定員超過解消のための計画の策定を義務づける、あるいは「面会通信制限、接近禁止命令の在り方について」、それぞれ検討すべき事項等が取りまとめられています。

また、解除に当たってもアセスメントやカンファレンス、特にアセスメントの作成、あるいは児童福祉審議会の活用といったことを取りまとめられたところでございます。

また「保護者支援・指導の在り方について」も、今後検討すべき事項が述べられているところでございます。

さらに4の「一時保護を通じて共通する事項」として、意見表明の機会の保障、あるいは意見表明の支援について行うべきとされたところでございます。

9ページ目をお願いします。「子どもの権利擁護に関するワーキングチームについて」でございます。こちらは「設置の趣旨」のところでございますが、これも同じく検討規定におきまして、子どもの権利擁護の在り方について、「施行後2年後までに、検討し、必要な措置を講じる」とされたことを受けて設けられたワーキングチームでございます。令和元年12月に第1回が開催されまして、本年5月27日に取りまとめが行われました。

「検討事項」は、9ページ目の検討事項の(1)から(3)に記載している内容となります。

10ページ目をお願いいたします。こちらの取りまとめは、まず「基本的な考え方」として、子どもの権利保障を理念として明確に位置づけた児童福祉法第1条、あるいは子どもの権利を尊重し、その最善の利益を優先することを考慮することを定めた同法第2条の考え方を常に基本として、広く子どもの権利擁護に関する施策を推進すべきとされております。

その上で2のところでございますが「子どもの意見表明権の保障」については「個別のケースにおける意見表明」、それから「政策決定プロセスへの子ども参画」とした上で、例えば「個別のケースにおける意見表明」としては都道府県等が在宅指導などの措置を行う場合には、あらかじめ子どもの意見を聴取しなければならない旨を児童福祉法に規定すべき、あるいは都道府県等が意見表明を支援する環境の整備に努めなければならない旨を規定すべきといったことが取りまとめ事項として取りまとめられております。

政策決定プロセスについても、社会的養護の下で暮らす子ども・経験者の視点が反映されるような仕組みを設けるべきとの提言がなされています。

「権利擁護の仕組み」といたしましては「子ども家庭福祉分野での個別の権利救済の仕組み」ということで、児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組みについて取組を促進すべきとされております。

その上で「子どもの権利擁護機関としてあるべき制度」として、国レベルのコミッショナーについての検討、あるいは自治体のオンブズパーソンについての取組を促進するべきとされています。

「評価」についても、一時保護所あるいはその施設の評価といったことを定着させることが必要とされております。

11ページをお願いいたします。「社会的養育専門委員会について」でございます。

こちらは、1の「設置の趣旨」のところ、子どもが権利の主体であることや家庭養育優先の原則など、児童福祉法の理念等を実現していくための社会的養育施策について検討するため設置された専門委員会でございます。

5の「議論の状況及び今後の予定」でございますが、今回の検討を受けて4月23日に第27回として開催されました。そして、5月25日にも開催されました。今後は、先ほどの附則の検討規定に基づく検討状況の報告、あるいはその課題の整理、自治体や関係者からのヒアリングなどを行う予定としております。

12ページをお願いいたします。12ページは「子ども家庭福祉に係る直近の経緯」として4月23日の社会的養育専門委員会の提出資料でございますが、平成28年の児童福祉法改正から今回の社会的養育専門委員会での改めての議論の開始に至るまでの経緯を記載しているものでございます。

13ページをお願いいたします。こちらは同じく同日の社会的養育専門委員会に出された資料ですが、課題として未就園児の把握が不足していること、3歳以降の就学世帯を含めた子育て家庭の把握が不足していること、課題を抱えている家庭や子どもに対する支援の不足、この3つを挙げまして、その下にはその支援が必要なものについて図式化したものの図を記載しているものでございます。

14ページをお願いいたします。「考えられる子ども家庭行政の今後の課題」として「子育て世代包括支援センター」、それから「子ども家庭総合支援拠点」、現在それぞれ全国展開に向けた設置を進めているところですが、現場では支援がばらばらに提供されており、

支援提供のハブとなる機能（マネジメント）が必要となっているということをこちらの資料では記載しているところでございます。

15ページをお願いいたします。15ページは、「児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する国と地方の協議の場」でございます。ワーキンググループが2つ、体制強化の在り方に関するワーキング、それと児相の設置基準に関するワーキンググループが設けられております。

16ページ目をお願いいたします。こちらが「児童相談所の設置基準政令」の内容を示したもので、現在パブリックコメントにかかっておりますが、児童相談所の管轄区域を定めるに当たり、都道府県などが参酌する基準を定めるものでございます。

基準の内容としては、下の（案）のところにポツの3つがございますが、例えばこのポツの2つのところには管轄区域における人口が基本としておおむね50万人以下であること等の基準を参酌基準として設けているところでございます。

17ページをお願いいたします。「子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会について」でございます。こちらは平成26年、あるいは令和2年の4月、6月にベビーシッターによる事件、わいせつ事案等が発生したことを踏まえまして、マッチングサイトへの対応の在り方を含めまして検討したものでございます。

18ページをお願いいたします。18ページはこの専門委員会の議論の取りまとめで、本年2月に取りまとめたものでございます。

「基本的な考え方」としては、未然防止、事案対応、再発防止の視点で対応しまして、その上でマッチングサイト運営者も一定の責任を負うべきとの考え方で検討することとしております。

「具体的な対応策」としては「未然防止」については3の（1）の部分ですが、マッチングサイトガイドラインの見直し、「事案対応」といたしましてはわいせつ事案を起こしたベビーシッターに対しても事業停止命令を発令すること、「再発防止」としてはこうした事業停止命令等に関する情報の自治体間での共有、あるいは一般公開についての検討といったことが挙げられております。

資料2をお願いいたします。「『地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会』開催要綱」でございます。こちらにつきましましては、5月26日に第1回の検討会が開催されております。これまで保育の受け皿の整備、あるいは質の確保といった各種施策が講じられてきましたが、今後子どもの数や生産年齢人口の減少、あるいは地域のつながりの希薄化等を踏まえ、地域における保育の提供の在り方を検討することが必要となっているという状況でございます。

その上で、3の検討事項のところでございますが「地域における保育所等の役割に関すること」、あるいは「今後の地域・社会情勢を踏まえた保育士等の在り方や確保方策に関すること」、それから「その他保育所や保育士等の在り方に関すること」について今後検討することとしております。

3 ページ目が構成員の名簿でございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様から御質問や御意見がありましたらお願いをいたします。

なお、委員提出資料につきましては個別に時間は設けませんので、関連する議論の時間の中で適宜、挙手の上、その資料を使って御説明をいただきたいと考えております。

それでは、委員の皆様から質疑をさせていただきたいと思います。

それでは、山野委員、お願いいたします。

○山野委員 大阪府立大学、山野です。どうぞよろしく申し上げます。

委員提出資料というところにつけさせていただいたのですけれども、今の資料1のパワーポイントの5枚目の子ども家庭福祉士の階段になっている図ですね。皆さん、分かりますか。資料1のパワーポイントの5枚目に当たるところに対することで、もう終わっておられるかもしれないのですけれども、議論の中で意見を申し上げたいと思いました。

私の提出資料の中で、これは資料6の後ろにつけてくださっているのですけれども、その1点目にスクールソーシャルワーカーの養成の形を、多分委員会の中では議論がおありで、このお話は委員の先生方は聞かれたと思うのですけれども、2009年からスクールソーシャルワーカーの養成を一本化して、こういう科目が必要であるとか、こういう実習が必要であるということを作ってきました。

それで、そのときにどういうふうにするかというのを大分議論して、この2階建てというか、新たな国家資格を作るとか、大学院に置くとかという意見もあったのですけれども、そうではなくて社会福祉士や精神保健福祉士の課程にプラスしてスクールソーシャルワーカーの養成を、スクールで言うと学校のことを知らないとなかなかできないので学校のことを入れるというような形で階段形式にしました。

ですから、先ほどの資料のパワーポイントの5枚目ですが、これは画面共有してもよかったですか。短く簡単に言いますけれども、画面共有してもよろしいですか。だめですか。

○小澤総務課長 すみません。事務局でございます。

画面共有につきましては、実はユーチューブライブの配信が不安定になるという問題がございますので、大変申し訳ないですが、資料のほうの説明でお願いできますでしょうか。

○山野委員 分かりました。では、皆さんに資料をあちこち見ていただかないといけないのですけれども、そんなふうに階段状になっているということで、1案か2案かということ言うと、国家資格を複数出すというよりは、プラスのやり方で今までも10年以上やってきているので、こんな形で子ども家庭福祉も右側のほう、第2案のほうでやっていただけたらいいなというのが意見です。

1案、2案と2つ出されていたので、一応意見として2の形がいいなという意見と、それからここで子ども家庭福祉士だけではなくて、虐待とか貧困とかコロナの影響問題とか

一次予防的に対応できるということは学校分野でもありますので、子ども家庭福祉士だけではなくスクールソーシャルワーカーに関する養成のことも並行して検討に入れていただいたり、活動場面が学校なので文部科学省の管轄だということなのかもしれないですけども、何度か今までも意見を言ってきましたが、割とそこは文科省だという御意見、事務局のほうからそんな話もあったと思うのですが、ただ、養成については社会福祉士の養成で、同じように専門職の養成の話なので、並行して視野に入れていただきたいというのが意見です。

以上です。

○秋田部会長 ありがとうございます。

ほかの委員からも御意見がございましたら、お願いいたします。

宮島委員、お願いいたします。

○宮島委員 ありがとうございます。

発言の機会をいただきましてありがとうございます。何年かぶりに児童部会の委員を拝命いたしまして参加させていただけること、ありがとうございます。

今、山野先生が御発見くださったこと、そしてこのワーキンググループのメンバーとしてずっと関わってまいりましたこと、また今後これが社会的養育専門委員会の下でこれからも議論をする。そこにもメンバーに入れていただいておりますので、少しだけ意見、あるいは御報告を述べさせていただきたいと思います。

正直、このワーキングと専門委員会は疲れます。毎月1回ないし今後も毎月どうも2回くらい、12月まで継続して議論がなされる。委員以上に事務局は大変なのだろうと思っておりますが、とても熱い議論がなされています。どの委員も、どのお立場でも、子どもたちの最善の利益をどう守っていき、その体制を作っていくかということを真剣に考えた上で、資格ということを論じてきたからだと思います。とにかく一致しているところは、今この仕事に携わる人たちの力量を引き上げなければいけないのだということは全員が合意し、どうしてもそうだという責任感を持っているというところでは。

ただ、では資格の在り方についてはどういう在り方があるかということで、先ほど山野先生がお示くださいましたけれども、資料1の5枚目のパワーポイントの既存の国家資格である社会福祉士、精神保健福祉士とは別に、共通科目はあるけれども同じような位置づけに、あるいはそれに近い形で新しい資格を作るという案が一つ出ています。

もう一つは、今ある2つのソーシャルワークの国家資格があって、それぞれ30年とか20年の歴史があって相当の人数の有資格者の方も輩出されているので、その国家資格の上に上乘せの形で新しい形の資格を設けたらどうか。どちらかというとも1のイメージのほうは新しく試験もやって認定する。2つ目のほうは、既に国家試験を受けているので、その上で認定というような形もあり得るのではないかとということも考えられています。

私自身は、山野先生と同じように第2のイメージを考えております。これは、子どもたちのニーズとか、あるいは子どもたちの時間感覚を大事にして、そのほうが望ましいなど

いうふうに考えているからですが、ただ、まだこれは2つの意見があって、本当に真剣な問いかけが進んでいるというところです。

ぜひとも、この議論をこれからもこの児童部会として注視をしていただきたいと思えます。とにかく子どもたちを待たせることはできない。大人の間感覚と子どもたちの時間感覚は違う。1年というのは本当に私たちにとってはあっという間ですけれども、一生を左右する、また本当に果てしないほど長いということですので、早急な対応が求められる。

あとは、実際に子どもたちのニーズは本当に多様化していますし、その家庭のニーズというのも非常に多様化しています。子ども家庭福祉は大事だ。同時に、様々な領域、そして地域において複合的な課題を抱えた子どもたちの多様なニーズに対応していかなければいけない。領域を超えることは当然ある。そういう中で、どうやったら子どもたちの幸せが実現できるのか。児童相談所だけではなくて市町村の力量の向上、または民間の方々はどうやって力を合わせていけるのか。この点を本当に考えて議論をしていきますので、ぜひとも注視していただきまして、そして御意見をいただいて応援をしていただきたいと思えます。

個人的には、先程第2案だと申し上げましたが、今日は複数の委員が参加していますし、多様な立場もありますのでこれ以上は控えますが、ぜひとも応援していただきたいというアピールはさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、久保野委員、お願いいたします。

○久保野委員 ありがとうございます。久保野と申します。お願いします。

質問が1点と、質問を交えつつの意見を1点の2点になります。

資料1のスライドの8枚目、ページで言いますと9ページに当たるところについての質問です。こちらは、児童相談所における一時保護の手続等に関する検討会についての取りまとめのスライドになりますけれども、こちらの1の3の最後の○のところ、今後、法務省や最高裁判所ととともに実証的な検討を行っていくとなっております、この点、この問題を考えるに当たって三者が実証的な検討を行っていくということが打ち出されたことは大変に意義深いものと捉えております。

そこで質問ですけれども、まだ間がないことではありますが、この協議、実証的な検討の場についての状況ですとか今後の見込みについてお伺いしたいというのが第1点です。

それと関連しますが、この問題に限らず法務省や裁判所と今後児童を巡る政策推進においてどのような方向性でいらっしゃるかというの、もしよろしければ伺いたいというのが第2点になります。

と申しますのは、こども庁の設置等の議論でも議論されておりますとおり、やはり子どもを中心に据えた管轄をまたいだ議論というものの重要性がますます高まっていると思っております、先ほど文科省との関係についても出てきましたけれども、文科省と厚労省

の連携に比べますと、まだまだ法務省や裁判所との連携というのは課題が大きいのではないかとこのように受け止めておりますのでお伺いする次第です。

今回の題材の中でも、懲戒権ですとか権利擁護といったことで重要性の高まりを感じますし、また、今回出ておりませんが、現在離婚を迎えている両親の下での子どもの問題ということも議論がされております中で、私自身も従前に比べまして子どもについて権利ですとか法の問題として捉えることの重要性というのは高いのだということを経験した検討会でのヒアリング等を通じて教えていただいているように感じておりますものですから、意見として法務省や裁判所との連携が重要だという意見を申し上げるとともに、今後についてのお考えや方向性について事務局からももし御説明いただければありがたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。

今の2つの質問について、お願いいたします。

○山口虐待防止対策推進室長 ありがとうございます。虐待防止対策室長です。

久保野先生には、一時保護の検討会のワーキングにも入っていただきまして、活発に御議論いただきましてありがとうございます。

その上で御質問の点ですけれども、まず厚労省、法務省、最高裁の実証的な検討という場ですが、既に1回目を開催しておりますので、そこでこれからの論点について整理をしていく。まさにこれは実務的な検討を行っていく場ですので、こういった形式が考えられるのか、その場合にどういう資料が必要になって、どのくらいまで用意すればいいのか、あるいはどういう人員が必要になって今の体制で十分足りるのかとか、まさにそういった実務的な点を詰めていきたいと思っております。

今のところ1回目を開催したところですので、いつまでに結論というのはなかなか言えない状態ですけれども、速やかに検討を進めていきたいと思っております。

それから、2点目の法務省や最高裁との検討ということで、これは先生からまさに言及がございましたように、個別のテーマごとにそれぞれ例えば懲戒権であったり権利擁護の問題、あるいは児童虐待の観点で言えば非行の関係とか、そういったところでも法務省ともつながりがある分野はございますので、当然連携を適切に図っていきたいと思っております。その場面、場面、テーマごとに必要な連携を図っていきたいと思っております。

○秋田部会長 ありがとうございます。

では、お願いいたします。

○中野家庭福祉課長 簡単に、家庭福祉課長でございますが、補足をさせていただきます。

法務省との連携ということで、今、室長がお答えしたとおりではあるのですが、多様な問題がございまして、例えば今、法制審議会では家族法制の見直しの検討がされております。法制審議会の議論に先立ちまして、家事法制検討会とか、研究会とか、様々な検討が法務省、それから裁判所でなされているのですが、その中に厚生労働省としても必要に応じて参加をするという形で、法制審議会の議論に必要な意見を申し述べるという形で連携

を図っているところでございます。

特に離婚の関係、それから養子縁組の関係等々、家族を巡る関係、これから民法の見直しの議論が本格化するという中で、この子ども家庭行政との連携というところについて、しっかり法務省、それから最高裁との連携を図っていくという方向で取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○秋田部会長 御説明ありがとうございます。

それでは、次にお手を挙げていただきました周委員、お願いいたします。

○周委員 日本女子大学の周燕飛と申します。よろしく申し上げます。

先ほどの新しい資格の議論の話に戻りたいのですが、皆さん手元の資料1の5ページを見ていただきたいのですが、私も基本的に山野先生と宮島先生の御意見には賛成です。児童虐待の要因分析をやったことがありますして、やはり母親の精神状態、例えばメンタルが健康的かどうか、過去に自分がDVを受けた経験があるかどうか、そういった病理的な要因が結構重要とされているのです。ですから、児童家庭福祉士の仕事の中には精神保健福祉士と関わっている部分も結構あるのではないかと思うのです。

それから、児童虐待のもう一つの理由として、家庭の経済状況があまりよろしくないというの大きく影響しています。そういった場合は虐待を防ぐためには福祉を提供する必要があります。その意味では社会福祉士にかかわる知識も役に立つものと思います。これらのことを考えれば、第2案の3階建てのイメージ図は、理にかなっていると思うのです。

だけれども、1つ心配になるのは資格、勉強の負担がすごく重くなるのではないかという点です。例えば、家庭児童福祉士とはあまり関係ない内容まで勉強させられると、やはりその資格を取得するのはとても大変なことになるのです。私は、二つの案のハイブリッド型を提案したいと思うのです。

例えば、宮島先生がおっしゃるように、既に社会福祉士が精神保健福祉士の資格を持っている方に対しては、第2案のように認定のみで資格を与えるという選択肢を用意します。それと同時に、これから新しく家庭福祉士を目指す方々に対しては第1案を選べるようにします。つまり、共通科目の中に、社会福祉士や精神保健福祉士資格の児童家庭支援と関係ある部分を入れておけば、これから新しく参入する人にとってはハードルが低くなるのです。

仮に、一律に全部の対象者に第2案を適用すると、これから新しく福祉分野に入ってくる人にとっては、不必要なほど大変な勉強量になるのです。要するに、ベンツに乗りながら下町の狭い道を時速30キロで走るようなことになりかねません。対象者を新旧に分けて、これからのニューカマーに対してのやり方と、既に資格を持っていらっしゃる方に対してのやり方は別々として、2通りの案をハイブリッドしてもいいかなと思います。

○秋田部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、松田委員、お願いをいたします。

○松田委員 ありがとうございます。せたがや子育てネットの松田と申します。

私は、資料1の10ページのところを少し御意見させていただければと思ったのですが、この議論は本当に注目していて、ずっと議事録とかを拝見しているのですが、意見表明とか子どもの意見といったときに、社会的養護の子どもたちだけになりがちだなというふうには私は懸念していて、例えばアドボケートとかコミッショナーみたいな権利擁護の仕組みのときは、全ての子どもにというところをやはり軸にさせていただきたいと思います。

もちろん、今、渦中であって一番にサポートされなくてはいけない子どもたちのことであると思うのですが、全ての子どもたちが今後また子どもを育てる側に回っていくことを考えると、やはり権利擁護というのはしっかりと全ての子どもというふうに軸足を置いて、社会的養護のところだけで議論が進まないようにということだけちょっと心配をしています。すみませんが、よろしくお願いします。

もう一点なのですが、13ページのところです。今後の課題となっているのですが、特に未就園児、3歳未満の把握が不足などということも書いてありますし、それからここについての施策とかサービスがまだまだ少ないということは私たち地域で、地域子育て支援拠点や利用者支援事業を実施していながら一番感じているところです。

ここに加えて、実は子育て世代包括支援センターに数年前から私たちも利用者支援基本型でなっているのですが、妊娠中の方というところでもかなり早期につながりを作りたいということをやっています。

それで、実は地域子育て支援拠点のほうだけは生まれてからの対象になっていまして、利用者支援は妊娠中からとなっているのですが、拠点事業は何と生まれてからというふうになっていたということが意外にネックになっていまして、子育て世代包括支援センターのガイドライン作りのときにも、実は5か月からというふうに最初は矢印が示されたというくらいです。

でも、実際は第2子、第3子も含め、多子世帯のフォローであったりとか、もちろん若年、妊婦のところも含めて、中学校に赤ちゃんを連れて行ったりとかということも拠点でかなりせっせとやっていますし、妊娠中の方をきっちりと拠点事業の対象にしていきたいというのはすごくずっと感じていました。

でも、法律的に胎児は児童にならないからということがあったようです。それで、法改正のところにもまだ持っていけるのかは分からないのですが、今は便宜上はもちろん対象にしてくださいという案内が厚労省から出ているとは思っているのですが、もうそういう時代ではなくなっているというか、なるべく早期に拠点に来てもらって子育てのイメージを持ってもらったりということがとても重要なので、法改正にどう触れていいのかも私は専門的に分からないのですが、御検討いただけるとありがたいし、全国に8,000か所ありますので、その点はぜひ御検討いただけたらと思います。ありがとうございます。

○秋田部会長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、草間委員、お願いいたします。

○草間委員 草間です。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうでは、1点です。資格制度のところでは5ページのスライドなのですが、私のイメージは先ほど周先生がおっしゃったように、ちょっと裾野を広げるという意味で私は1番が適切かなという感じがしています。

どういうふうに変わり行くニーズを、あるいは資格の専門性を担保していくかということ考えると、21世紀を巡る新しい資格創設となりますので、この福祉事業に従事する際には3年ごとの講習制度を設けてバージョンアップしていく、こういう制度設計がされているかどうか詳しく承知しておりませんが、福祉ニーズは年々変化するため、これからの資格制度の在り方としてはバージョンアップ機能を付与していくことが求められる。つまり、3年ごとの更新、当該福祉業務に従事する場合にはこのフォローアップ講習を受けている、あるいは引き続き継続していく場合にはそういうフォローアップ研修を受ける。こういう資格制度で、資格の持つ質を高める担保を整備していく。こういう仕掛けをされたらどうかというふうに感じます。

以上でございます。

○秋田部会長 どうもありがとうございます。

それでは、小国委員、お願いをいたします。

○小国委員 鎌国女子大学の小国でございます。

私も今の5ページのことに関してなのですが、非常にハイブリッドというのは魅力的には感じますし、1番の案に対する意見も分かるのですが、私は2番の案を支持しております。

その理由ですが、委員の先生方がおっしゃったように、かなり子ども家庭福祉に関する事柄というのは奥が深い。とてもいろんな知識がないと対処できないものが多いと思います。知識と経験、これがとても必要な分野だと思いますので、やはり大変な勉強ではあるかもしれませんが、それくらい勉強していただいて、その上で子ども家庭福祉士としてやっていただきたい。

実際に今、この専門職を持っていらっしゃる方は多くおられると思いますし、経験も豊富でいらっしゃると思いますので、その方たちがすぐにフットワーク軽く子ども家庭福祉士として従事していただけるという点でも2番の案のほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○秋田部会長 どうもありがとうございます。

時間の関係もございますので、この議論につきましてはここまでとさせていただきます、次の議題のほうに移らせていただきたいと思います。今の貴重な御意見は、またそれぞれ御担当のところに議事録等を残して反映させていただくようお願いしたいと思います。

それでは、最近の子ども家庭行政の動向について事務局から御説明をお願いいたします。
○小澤総務課長 再び総務課長の小澤でございます。

お手元、資料3をお願いいたします。まず資料3は令和3年度予算案ですが、なお、これは予算案の当時の資料を使っていますので予算案となっていますが、既に予算は国会において成立していますので、これは予算の概要ということで御覧いただきますようお願いいたします。

こちらの予算の概要にもございますように、《主要事項》としては今回まず第1として「新子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援」で、こちらについては保育の受け皿整備等についての所要の額を計上しているところでございます。また、3のところにおきまして「子どもを産み育てやすい環境づくり」とございますが、こちらについては今般、不妊治療の女性の拡充といったことにも取り組んでおります。

「第2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進」という項目でございます。こちらにつきましては後ほど個別の取組のところで触れさせていただく部分もございますが「児童虐待の発生予防・早期発見」、あるいは迅速・的確な対応、あるいは「虐待を受けた子どもなどへの支援」について、所要の額を積んでおります。

それから「ひとり親家庭等の自立支援及び困難を抱える女性への支援等の推進」ということで、こちらについても必要な取組をしているところでございます。

それから、第4として「東日本大震災からの復旧・復興への支援」でございます。

1ページめくっていただきまして、2ページ目を御覧になっていただきますようお願いいたします。子ども家庭局の《予算額》でございます。一般会計、今回3次補正も含む形での15か月予算で予算を計上しておりますが、いわゆる15か月予算の形で予算を作成しておりますが、令和3年度の予算案におきましては令和2年度当初予算に比べて883億円増の5688億円となっております。伸び率としては18.3%という状況でございます。

3ページ目をお願いいたします。「新子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援」について、例えば3ページ目の1のところ「保育の受け皿整備・保育人材の確保等」について令和2年度の額、それから令和3年度予算額、それぞれ3次補正の分も含めた形でその額を示しております。詳細な説明は、今回省略させていただきたいと思っております。後ほど御覧いただきますようお願いいたします。

ページが飛びまして、22ページをお願いいたします。22ページが、税制上の措置の関係でございます。今般、子育て支援関連では税制上の措置として大きく3つの措置を講じました。1つは、ベビーシッター等の利用料の助成について非課税とする措置でございます。

23ページの資料が、産後ケア事業に要する費用に係る消費税についての新たな税制措置の創設でございます。

24ページをお願いいたします。24ページは児童福祉法の改正で、こちらにつきましても後ほど内容を説明させていただきますが、それに伴う税制上の主要な措置の内容でございます。

引き続きまして、資料4をお願いいたします。資料4は「新子育て安心プランの概要」でございます。今般の新子育て安心プランにつきましては、前の子育て安心プランが平成30年から令和2年度までの期間とするものでしたので、今回はそれを受けて新たに新子育て安心プランとして策定したものでございます。目標は、令和3年度から令和6年度末までの4年間で14万人分の保育の受け皿を整備するものでございます。この数字の根拠としては、第2期の市町村子ども・子育て支援事業計画の積上げを踏まえたものでございます。こちらによりまして、できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇にも対応したいと考えております。

以下、その支援のポイントとしては「1地域の特性に応じた支援」「2魅力向上を通じた保育士の確保」「3地域のあらゆる子育て資源の活用」、それらにつきましてこちらに例示しているような取組を行うことによりまして、この目標の達成を進めてまいりたいというふうに考えております。

資料5をお願いいたします。「新型コロナウイルス対策」でございます。新型コロナウイルス対策について、子ども・子育て関係のものを簡単に御説明させていただきたいと思っております。主に1ページ目の資料で説明させていただきます。まず、大きく3つの柱を設けております。

1つの柱が「相談・見守り体制の強化」でございます。こちらにつきましては○の最初のところにありますように、長期間にわたる外出自粛等を踏まえまして、SNS等を活用した相談支援体制の構築・強化などに取り組んでいるところでございます。

また、○の2つ目のところでございますが、学校での休業や外出自粛が継続するといった状況を踏まえまして、子ども食堂や子ども宅食に対する支援を行う民間団体の取組に対しても支援を行いまして、地域における見守り体制を強化するといった取組を行っております。

また、○の2つ目でございますが、不安を抱える妊婦に対する検査費用の補助、あるいは妊産婦に対する相談支援などについて取組を行っているところでございます。

「経済的な支援」の部分でございます。

1つは昨年度でございますが、低所得のひとり親世帯につきまして第1子目5万円、第2子目以降3万円の臨時特別給付金を2回支給いたしました。それから、今年度になりまして、今回は2人親の世帯も含めてですが、低所得の子育て世帯に対しまして1子当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給することといたしております。こちらにつきましては、現在順次支給が行われているところでございます。

「児童福祉施設に対する支援」でございます。児童福祉施設支援に対する支援といたしましては、○の1つ目のところでございますが、消毒液、あるいはマスクなどの購入、それから個室化するための改修費、さらにはこうした取組を行うための必要な人件費に対する補助等を行っております。それから、小学校の臨時休校に伴いまして午前中から放課後児童クラブを開所する際の追加費用についても内閣府の予算ですが、支援しているところ

でございます。

資料5につきましては以上でございます。

○秋田部会長 どうもありがとうございます。

それでは、残りの報告事項について御説明をお願いいたします。

○中野家庭福祉課長 家庭福祉課長でございます。資料6から資料8まで、一括して御説明申し上げたいと思います。

まず、資料6を御覧いただければと思います。社会的養育の関係でございますが、○の1つ目に書いてございますとおり、平成28年児童福祉法改正の理念「家庭養育優先原則」を具体化していくために、各都道府県に対して社会的養育推進計画の策定を依頼しているところでございます。この計画は、昨年8月に全都道府県政令市に取りそろったところでございまして、公表させていただいております。

この計画は、レーダーチャートという形で一番下の点線枠のところに書かせていただいておりますが、具体的な数値目標は家庭養育推進という観点で75%の里親委託率の目標数値を年齢ごとに3歳未満児、3歳以上の就学前、それから学童期以降と年齢区分を分けまして目標数値を定めているところでございます。

この目標数値に加えまして、計算過程、それから具体的な里親委託推進のための取組内容、これはフォスタリング体制の整備等を含めてということでございますが、こうした取組状況についてどの程度進んでいるかというところを評価し、レーダーチャートで取りまとめたものでございます。

これを昨年8月に全都道府県政令市に公表いたしまして、その後、3つ目の○のところでございますが、さらに個別に各都道府県を支援するというところで、各都道府県、ブロックごとに厚労省と会議をするとともに、個別に1県政令市ごとに差しでやり取りをするというような丁寧な支援をしております。

特にフォスタリング体制の整備という観点でいったときに、やはり個別の都道府県ごとに状況が違うというところで、何がネックになってフォスタリング体制の整備が進まないのかというところについて、丁寧に意見を聞き取って支援をしてきたところでございます。

さらにもう一点、家庭養育推進という観点でいったときに、これまで里親委託率というところを重視していたわけでございますが、それに加えまして家庭養育の大きな柱である特別養子縁組ですね。ここは社会的養護とは違うものですから、当然、分子分母に入っていないところなのですが、そこも勘案した、つまり家庭養育の率のところですね。里親委託率では反映されなかった特別養子も反映したものであるということで、こちらの3つ目の○のところに書いてございます「家庭養育率」、こうしたデータの算出も併せてその後、実施をしているところでございます。

さらに、加えまして2つ目のポツのところ、下のところでございますが、児童養護施設、施設の側の変革というところで小規模化、それから地域分散化を推進するというところで、特別な補助率の引上げ、さらには空き家を使いやすいという観点で定員要件の緩和という

ところもさせていただいております。施設側のほうも地域分散化、小規模化を図る。さらに里親委託率、それから特別養子の推進、この両面で進んでいくというところで、次のページに進んでいただきまして、ページ数がなくて恐縮なのですが、里親委託、それから施設地域分散化加速化プラン、つまり具体的な都道府県計画に加えましてアクションプランというところを各都道府県に作っていただく。

この計画を各都道府県に作っていただくと、補助率の引上げというところで、これまで自治体の財政状況が一つのネックになって進んでいないというところで、今、専門委員会のほうではこうした里親委託、家庭養育推進の観点で義務的経費化、つまり支援の財源の義務的経費化の必要性について議論をされているところでございますが、それに先立ちまして予算事業という形でしっかり頑張った自治体、フォスタリング体制の整備等を頑張った自治体に対しては補助率を2分の1から3分の2に引き上げるというインセンティブ措置をこの加速化プランとセットで実証しているところでございます。

里親委託率の引上げ、それから施設の地域分散化、この2本柱、ともに一生懸命頑張った自治体、プランを策定して頑張った自治体に対しては3分の2引き上げるという取組を実施しているところでございます。

3ページ目、家庭養育優先に基づくその他の取組ということで、様々な取組を実施しております。里親委託の観点では今、申し上げたとおり、フォスタリング体制の整備等について一生懸命アクションプランを作ったところには補助率の引上げをしたり等の取組をしておりますし、また特別養子縁組のところについては民間あっせん事業者に対してモデル事業の支援というものを実施してございます。

さらに小規模化、施設の小規模化の推進の観点では、今申し上げた補助率の引上げ、それから民有地のマッチングに対する支援とか、そうした自治体の取組への支援というところも実施をしております。

さらにその右下のところ「施設における地域支援の取組の強化」、施設機能の多機能化、それから地域支援の機能というところを拡充する観点で、例えば里親支援専門員の配置とか、施設の機能を生かして地域に対して支援するところについては予算の拡充をする。加算要件について拡充をするというような取組を実施してございます。

最後、一番下の自立支援のところでございます。これは児童養護施設等、社会的養護の関係者の自立、先頃ケアリーバーの全国調査を公表させていただいたところでございますが、必要に応じて18歳から措置延長をし、さらにその後、施設を出た後、しっかり連携して支援体制を組むというところが大きな課題になっているわけでございますが、今年度の予算におきましても、例えば民間団体、そしてケアリーバーの支援をする民間団体に対する支援を充実させたりとか、あるいはひとり暮らしの体験、リービングケアの観点ですね。アパートを借りたりとかというところの支援の充実、さらには医療費とか、あるいは法律相談のニーズが出たときに弁護士費用を補助する。あるいは、入院のときの負担の関係が問題だという御意見ございましたので、そうした観点を踏まえまして入院時の身元保証

に対する支援の創設、こうした支援措置の拡充を図っているところでございます。

資料6については以上でございます。

続きまして、資料7のほうに進んでいただきます。これは、国民年金法等の一部改正というふうに書いてございますが、児童扶養手当、つまりひとり親に対する経済的支援の社会保障制度の児童扶養手当制度の改善ということでございます。この法律本体は、メインはパートへの年金の適用拡大という法律でございますが、関連する改正としまして資料7の5番の「その他」のところを御覧いただければと思うのですが、これは児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しというものがされています。

具体的な話は次のページ、裏側のほうでございますが、併給調整の見直しの具体的な中身、これは改正前は、今年の3月から施行されたわけでございますが、障害をお持ちのひとり親さんとお子さんが1人の場合についてということでございますが、児童扶養手当4万3000円相当が支給される。

もともと障害年金は、例えば6万5000円と、子加算1万8000円を合わせて8万3000円を受けた場合について、児童扶養手当と丈比べをして児童扶養手当の額よりも障害年金のほうが多いということで一円ももらえない。全額支給停止という運用をされていたわけでございますが、改正後につきましては丈比べをする対象、つまり年金の子どもに着目した子加算という、その部分と調整をするというふうに改善をしております。

ですから、4万3000円の児童扶養手当と比べる対象が従前は8万3000円だったわけですが、その8万3000円の子どもに着目した加算部分、つまり子加算部分ですが、1万8000円相当と比べまして、その差額については支給できるというような改善をされました。ですから、結果的にはもともと全額支給停止だったところが、2万4000円相当が出てくるという形で改善がされているわけでございます。

以上が児童扶養手当の改善というところでございまして、本年3月から施行されているところでございます。

最後に、児童相談所における児童福祉司の配置状況等について、資料8に基づいて御説明申し上げたいと思います。

児童虐待防止対策総合強化プラン、これは平成30年12月に関係省庁が話し合いをして、総務省も含めて決められたわけでございますが、この新プランは配置基準が人口4万人に1人から3万人に1人に見直すということで、2022年度までに5,000人体制、5,260人の体制とすることを目標として取り組んでまいりました。

2017年度は3,000人の実質的などころが、2020年4月時点でおおむね2017年度と比べて1,000人相当増えている。真ん中のところを書いてございますが、4,200人の実績という状況でございました。

そこで、その後、2020年度計画を踏まえまして、2020年の実績として4,600人相当が見込まれるというところで、この実情を踏まえまして2022年度に5,200人という目標だったところを1年前倒しして実現をすると、平成30年の計画について見通しを立てているというこ

とでございます。この辺りにつきましては上の四角の中に書いてございますが、2018年度15万人から2019年度19万人、これは虐待対応の件数が増えているというところと、それから実態のところ、この辺りを勘案しまして見直しをしたというところでございます。

続きまして、2ページ以降はヤングケアラーの調査ということで、これはヤングケアラー御本人に対する初めての全国調査ということで実施した、その概略でございます。

ヤングケアラー調査、世話をしている家族が「いる」と答えたのは2ページのところに書いてございますが、中学2年生で5.7%、全日制高校については4.1%ということでございます。

「世話をしているために、やりたいけれどもできないこと」ということで調査をしたところ「自分の時間が取れない」とか、あるいは「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」という方が2割弱、あるいは2割前後いらっしゃるということでございます。

高校生につきましてはやや少ないのですが「自分の時間が取れない」が約16%、「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」13%、こんな状況でございます。

続きまして3ページでございますが、そもそもヤングケアラーであることを自覚しているお子さんというのが約2%、分からないといったお子さんが1、2割、またヤングケアラー自体の認知度が低くて、聞いたことがそもそもないと答えた方が8割超いらっしゃるということでございます。

4ページのほうに進んでいただきまして、世話の頻度ということでございますが「ほぼ毎日」という方が3割から6割程度、これは対象者が「父母」、それから「祖父母」「きょうだい」、それぞれごとにとったわけでございますが、おおむね全体の3割から6割程度という状況でございました。

最後に5ページのところで、こうした調査結果を踏まえまして厚労省、それから文科省の副大臣を共同議長として、今後の施策の在り方というところでプロジェクトチームがまとめた報告が5ページでございます。

「現状・課題」のところでございます。これは、ヤングケアラー自身が家庭内のデリケートな問題でなかなか表面化しにくいというところ、それから福祉とか介護、医療、学校といった関係者に対して、そもそもヤングケアラー自身の認知が低いという状況、それから地方自治体の現状把握も不十分という状況が分かってまいりました。

さらに、そのヤングケアラーに関して支援策、さらに支援策につなぐための窓口が明確ではないというところ、または福祉の専門職の方から、そもそもヤングケアラーの方自身が介護力、介護の担い手だという前提がしかれている。ですから、要支援、介護に対する支援のニーズにうまくつながらないというところの課題もあったわけでございます。ヤングケアラーがケアすることを前提に、ヘルパーのニーズ等を把握しているという課題がありました。

また、ヤングケアラーの社会的認知度が先ほど申し上げたとおり低いので、支援が必要な子どもがいてもなかなか気づかないという課題がございました。

そうした観点で、早期に支援につなげるために、早期発見のためのヤングケアラーについて学ぶ機会の推進、さらにはその支援策の推進という観点で、ピアサポートも含めた悩み相談、それから様々な多機関が連携して支援の在り方についてモデル事業を実施するマニュアルの作成を実施する。さらには、教育現場への支援という観点でスクールソーシャルワーカー等の配置支援、または子どもを介護力とみなすことがないように、ケアマネさんとかも含めて居宅サービスについて評価するときにヤングケアラーを前提としないようなケアの在り方、アセスメントの在り方について地方自治体に周知をする。

こうした取組とともに、最後に3番のところに書いてございますが、社会的認知度の向上を図る。2022年から2024年までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」ということで全国フォーラム等の、広報キャンペーンを実施するという形で認知度の向上を図って、当面は中高生の認知度5割を目指してまいりたいと考えている次第でございます。

6ページのところは今、申し上げたプロジェクトチームの概要ですので、後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上となります。

○小林母子保健課長 続きまして、資料9に基づきまして説明させていただきます。母子保健課長でございます。

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」の概要でございます。この方針でございますけれども、いわゆる成育基本法、成育医療基本法とされている法律でございますけれども、この法律に基づきまして令和3年2月9日に閣議決定されたものでございます。

この基本的な方針、基本方針の中では医療、保健、教育、福祉などの分野における施策の相互連携が図られ、子どもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、成育課程にある者などに対する横断的な視点での総合的な取組を推進するための基本的事項等が定められております。

本方針に基づきまして、方針の中には資料9にございましており様々な施策が網羅的に記載されてございますけれども、この方針に基づきまして妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援体制の構築等に関係省庁は連携して取り組むほか、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に向けて、引き続きしっかりと取り組んでいきたいということで考えております。

以上でございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明及び全体を通して、委員の皆様から御質問や御意見がありましたらお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

山野先生、お願いいたします。

○山野委員 たびたび山野です。どうぞよろしく申し上げます。

先ほどの資料6の後ろに、委員提供というのでつけさせていただきました。資料5のコロナ対策に関連する意見なのですけれども、非常にいろいろな案を出してくださっていてありがとうございます。実は、厚生労働科研の特別研究で去年の10月から依頼を受けて調査をさせていただきました。その報告書を皆さんの資料にもつけさせてもらったので、全部説明するつもりはありませんのでまた見ていただけたらと思うのですけれども、まず委員提出資料の中の4ページ、私のリーフレット、厚生労働科研のリーフレットでいったら1ページに当たるのですけれども、そこに概要を書いています。

大体、保護者と子どもの調査、それが2,500と1,500ぐらいの規模と、その下に児童相談部門や全国市町村の児童相談、保健や教育委員会や学校や児相や一保という大規模な調査をさせていただいて、高いところで56%ぐらいの回答率ですので、ぜひ皆さんに見ていただけたらと思います。忙しいさなかに、去年の10月、11月に実施しているのですけれども、皆さん回答してくださったのは、政策につなげるというミッションの調査だったのですが、現場の皆さんの思いも非常にあったのではないかと考えていますので、ぜひいろいろところで参考にしていただけたらと考えております。

それで、先ほどのコロナ対策の施策の中でいろいろ出されていたと思うのですけれども、まずちょっと参考にしていただけたらと思うのは、このパワーポイント、私の資料の15ページに当たるのですが、このリーフレットでは10ページ、11、12ページと続くところなのですけれども、リーフレットでは10ページ、資料では13ページからの3ページ分です。

実は、小学生から高校生まですごく居場所に困っていた。自分の居場所ですね。家庭の中に家族がいてということもあり、学校が休校になり、親がいなくて居場所がないということもあり、いろいろな意味で親が困ってなくて子どもが困っていたというところの差がすごく明らかだったのが居場所でした。これは、子どもたちの見えない声だと思いました。

それからもう一つが、同じく15ページ、次のページなのですけれども、学校に行きづらいというふうに思った子どもたち、元気に登校しているように見えます。見えるのですけれども、学校に行きづらさを抱えたまま過ごしている子どもたちが3分の1いるというのが15ページの円グラフです。自殺問題とか、いろいろなひきこもり問題に関連していくので、これもすごく見えない声だと思います。

それから、その次のページのストレスレベルというところ、ページ数でいうと16ページ、リーフレットは13ページですが、これの棒グラフの一番下の「全体」という棒グラフを見ていただいたら、ストレスがゼロだった人は13.2%しかなくて何らかのストレスを抱えていた。

実は、トラウマケアの亀岡先生も一緒に入っていて、トラウマレベルもすごく高い。実際にコロナにかかった人が身近にいた子どもたちの場合ですけれども、かなり高いトラウマレベルだったということも出ています。

そういったことが子どもたちの実態と、それから性の問題とか、ゲーム依存に子どもた

ちが向かってしまった。児童相談所や学校やいろいろな角度で調査をしましたので、このスライドでいうと17ページ、資料は20ページに当たるのですが、ゲーム依存とか性の問題にわっと出ているということが見えています。

こういったことから、このリーフレットの最後に提言しているのですが、見えない子どもたちをどうやって拾い上げていくか。厚労省のこの担当の方ともお話をしたのですが、今の施策はこの調査を反映していない。去年度考えられたことで、この調査結果は3月、4月に発表していますので、もちろんこれは反映されていませんので、ぜひ施策を検討するときにこの資料とか総合考察で、やはり学校を休校するというのは非常に大きいので、大学の先生方が多くて、大学を閉じていることの影響は非常に大きくて、なぜ大学は分散登校できないのかと学生に言われたりもしているのですが、休校ということはすごく避けるべきであるということだとか、あとはいろいろな見えないリスクをどうやって発見するかというところを提言させてもらっています。

そこを例として、私の資料提供の31ページなのですが、見えないリスクを発見していくために、これも文科省と一緒に文科のほうにアップしているのですが、乳幼児は保健所が健診で一応全数把握でリスクをピックアップしていただいております。そうなのですが、学校へ行くと途端に切れるので、この会議でもスクリーニングの話在去年も一昨年もさせてもらったのですが、これがどんどん科研費も取れたり、どんどん動いていて、スクリーニングAIで判定するようなことも今、動かしています。

そこまで置いておいても、とにかくリスクを発見していく。教員が全員の子どもたちをチェックし、チェックした子どもたちをスクリーニング会議に上げて、チーム会議に上げて支援につないでいく。

32ページに支援のA、B、Cというのを関与しているのですが、先ほどの図で、先ほどお話が出ていたところで言うと、子育て包括は割と乳幼児期が中心ですので、そこから子ども家庭拠点に行くという流れがあったのですが、学齢児がなかなか全数把握からピックアップされるものがないので、こういった学校スクリーニングからちゃんと子育て拠点につながるような、この乳幼児バージョンと学校年齢バージョン、子どもで言えば同じ子どもですから就学後バージョンみたいなことも考える必要があるのではないかと。

これは、コロナでさらに見えないリスク、爆弾を抱えて地域で子どもたちが、学校で子どもたちが過ごしている。親に言語化できないでいるということがよく分かった調査でした。ですから、スクリーニングという方策も併せて意見提示をさせていただきました。

以上です。ありがとうございました。

○秋田部会長 大変貴重な資料の御説明ありがとうございます。

それでは、北川委員のほうからお願いいたします。

○北川委員 北川です。どうぞよろしく申し上げます。

4つぐらい質問とか意見なのですが、コロナウイルスの関係で、実は資料5の10ページのところなのですが、先日、里親さんの家庭で陽性になったお子さんがいて、うち

のファミリーホームでもありましたが、うちはファミリーホームだからみんなで地域で支え合ったりできるのですが、里親さんはやはり孤立してしまって、一時保護の子がいたのにミルクとかおむつとか外に出られないので買いに行けないという実態で、本当に困ってしまったということがあったので、里親さんたちが孤立しやすくて買い物に行けないような状況に対しても配慮していく必要があるのではないかと思いますので、よろしく願います。

あとは、ちょっと大きい話ですけども、資料6の里親委託の推進が5年たって現時点で大枠でいいので課題がどこにあるのか教えてほしいのです。例えば、私も北海道の審議会で里親さんの認定をしているのですが、皆さんからお聞きすると、なり手側も過疎化でいないという地域もあったりして、本当に数字だけでいいのという疑問があります。

3つ目ですが、厚労省がいろいろな良いメニューを作ってくれて一生懸命やってくださっていると思うのですが、自治体に下りたときにそれがなかなか実現しないことが多くて、その辺をどんなふうに厚労省は考えていらっしゃるのか。ここは国の社会保障審議会なので、その良いメニューが地方の子どもに自治体の格差が出てしまうということが問題です。

また、ヤングケアラーのことで、特に障害がある子どもの面倒を見ているきょうだいというところで、ずっとこの課題は昔から言われていて、今ヤングケアラーという言葉になっていたのですが、直接ケアをするということで、子どもがつらい思いをしたり学業の保障がされないというのがあるのですが、障害児の場合だと親が障害児のほうにばかりかかりっきりで、その子の心の発達だとか、きょうだいの対応ができない、なかなかケアされない中で大人になり切れないという課題もあるので、直接ケアだけじゃなくて、心の面のヤングケアラーの抱える課題ということも含めて考えていただけるといいと思います。

以上です。

○秋田部会長 ありがとうございます。

事務局のほうからお願いいたします。

○中野家庭福祉課長 家庭福祉課長でございます。最初の2つの御質問について、まず私のほうからお答えをしたいと思います。

まず、里親の委託率、里親委託推進、これは家庭養育推進の観点から皆さん全国の自治体の方、それから現場の支援者の方に御協力をいただきながら進めているところでございますが、現状、ここ最近の状況ですと20%、2割を超えたところでございまして、かなりまだ道半ばということでございます。専門委員会の議論の中でも、もう少し加速化するべきではないかというような御意見をいただきました。

もちろん、この数字ありきではなくて、それぞれの子どもの利益第一という観点で見ながら、全体での里親委託率75%という目標を出しておりますので、自治体と連携をしながら

ら取組を進めていくということですが、御質問いただきました里親委託はなぜ進んでいないかということについてでございます。

すみませんが、資料のページ数がないのですが、資料6の3ページ目「家庭養育優先原則に基づく取組の推進」の左上のところを御覧いただければと思います。これは、課題に対して私ども解決策というところでまとめさせていただいた形になってございますが、令和3年度予算の拡充内容の裏返しではございますが、課題の1つ目は都道府県の取組というところが一つの核になるわけですが、都道府県はなかなかフォスタリング体制、それから里親さんの支援の体制ですね。これが進まないという裏返しは、財政的な裏打ちがなかなか取れない。都道府県の負担が重くのしかかっている。原則2分の1負担で、都道府県負担は2分の1というところがネックになっている。これは補助事業ですので、義務的経費ではないというところ課題だという声もたくさんいただいているところでございます。

この辺り、当面予算事業でできるというところで、先ほど御説明したとおり、アクションプランをしっかりとって一生懸命やっている自治体に対しては、国の補助率を3分の2に引き上げるという措置を今年度から実施をしているところでございます。また、制度改革の中でどうした取組をすればいいのか、これは義務的経費化すべきだという御意見も一部、委員の方から出されているところでございますが、その辺りも含めまして来年の制度改革に向けて検討を進めたいと思っております。

さらに、自治体間格差という御指摘を今いただきました。これは、地方分権の世の中で、それぞれの自治体、地域の実情は様々でございますので、自治体ごとに工夫をしっかりとさせていただくというところが大前提になるわけですが、やはりそうは言いながら自治体のレベル全体の底上げを図っていく必要があると考えてございます。

そうした観点で、2つ目のポツのところに書いてございますが、先駆的な取組を支援するというところで提案型の補助事業、これはフリースタイルで自治体の実情に応じて提案型で里親支援等の事業を実施していただくというところを想定しているところでございまして、よい取組をいろいろ提案いただく。そのよい取組で実績を上げていただいて、コロナの状況ですのでオンラインという形で全国会議を開催しまして、集まっていただくというところが1回になってしまうわけですが、オンラインですと比較的頻回に開けるというところがございますので、自治体と連携を密にした上でよい取組の横展開というところを、こうしたモデル事業を活用しながらしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

その観点で、市町村と連携した里親支援という観点で、フォスタリング機関に連携コーディネーターを配置しているわけですが、制度改革の課題としては今のフォスタリング体制、フォスタリングの仕事というところが県の仕事という形で法律上、位置づけられているところがなかなかネックになっているという御意見がございまして。この辺は制度改革に係る課題というふうに認識しておりますので、どのような対応ができるかということについてしっかりと検討していきたいと思っております。

また、自立支援担当職員の配置、これは施設機能の地域展開という観点で、施設に入っているお子さんに対する支援はもとより、施設の専門性を地域に展開をする。そうした観点の一つとして、地域の里親さんの支援という観点がございますので、施設の専門性を生かして地域の方に応援していただく。また、場合によってはフォスタリング機関に乳児院等、その施設の方になっていただくという取組も併せて進めていきたいと考えておりまして、まず制度改正なくしてできるところを、この資料に書いておりの取組として今、実施をしているところでございます。

こうした取組を実施しながら、また制度改正が必要なことについては来年に向けた専門委員会の議論の中、しっかり御議論いただきながら取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

最初の2つの質問は以上でございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。

ヤングケアラーについてですね。

○山口虐待防止対策推進室長 ありがとうございます。

ヤングケアラーについてですけれども、今回初めて全国調査を子どもたちに対して行ったわけですが、ヤングケアラーと一言に申しまして、さっき北川委員がおっしゃったような障害のあるきょうだいの世話をしている場合、それから年老いた親御さんの世話をしている場合、あるいは障害のない年の離れた弟、妹の世話をしている場合と、本当にいろいろなケースがありまして、ヤングケアラーと一言で、一くくりにできない。多様で、それぞれ困り事も違いますし、そういった実態があるのだろうと考えているところです。

障害のあるきょうだい、いわゆるきょうだい児の問題はまさに古くて新しい問題であると思えますけれども、御指摘のあったコロナ面の課題も含めまして、それぞれのヤングケアラーの実態把握をまず進めるとともに、それぞれの様態にあった支援ができるように関係部局とも連携して取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○秋田部会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、宮島委員、お願いをいたします。

○宮島委員 発言の機会をいただきましてありがとうございます。

まず、幾つかの点で感謝といいますか、ありがたいと思いますということを申し上げたいと思います。その上で質問といいますか、理解の確認をさせていただきたいことがありますので、そちらを申し上げたいと思います。それを踏まえて、ちょっと懸念もあり、要望もあるので、そのことを伝えさせていただきたいと思います。

まず感謝ですけれども、地域の子どもたちが抱える、あるいは家庭が抱える様々な困難について「見える化」を本当にしようとしてくださっていますし、サービスが届いていない現状をちゃんと開示する、公表するという方向性で様々な資料を作ってくださいていることを本当に感謝しています。

その具体的な一つとして、今、ヤングケアラーのことが出た。このような調査がなされたことは、本当に深い。ぜひとも調査は続けていただいて、小学生がケアを担っているというのも結構あります。多子家庭で、お母さんが精神疾患で苦しんでいらっしゃる。それで、小学校の低学年や中学年の子どもが幼児さんを見ていて欠席も続いている。しかも、そういう事例について地域ではネグレクトだという烙印を押されてしまって支援が届かないような状況があります。これを何とかしなければならぬと思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

あとは、代替養育ですね。家庭で暮らすこと、地域で暮らすことがどうしても難しいお子さんについて、施設や、あるいは里親さんの下で暮らすということについて、様々な面で御努力と、そのための体制整備に御尽力いただいていることを感謝しています。

その上で確認をさせていただきたいのですが、家庭養育優先の原則というのは何なのかということについて、どうも混乱が生じているのではないかと。あるいは、社会的養護ということが意味することと、社会的養育という用語が意味するところの差がどうも曖昧になっていて混乱が生じているのではないかと思います。

社会的養護は広義で言えば在宅支援も含めますが、狭義で言えば代替養育を表す用語だったと思います。長い間、家庭から離れる子どもたちのことについて社会的養護と呼んでいた。でも、それでは足りない。家庭にしながら支援する。あるいは家庭に帰った後、自立支援も含めて社会的養護という言葉で呼びましょうという方向になって、その辺で家庭養育ということが出てきたのだと思うのですけれども、まだそれが定着をしていないと思います。

社会的養育専門委員会のほうには、先ほどの資料1には、社会的養育専門委員会の趣旨はこうですよということが11こま目にあって、また「主な検討事項」として9つ述べられていて、そこでは在宅支援のことなどがとても大事であると書いてあります。

しかし、この社会的養育推進計画の策定の「見える化」という資料を見ると、ほとんどが代替養育のことに関して書いてあるというような状態で、ここに関心が向けられておりましたし、専門委員会でも里親委託とか養子縁組をもっと増やすべきだという強い意見がありましたので、そういうふうになっているとは考えますけれども、もともと社会的養育推進計画の策定通知を改めて見させていただいたところ、本当にこれは練られ考えられ、考え尽くした上でできた項目だなと思いました。

やはり11個書いてありまして、体制の整備の基本的な考え方、子どもの権利擁護の取組、意見・アドボカシー、市区町村の子ども家庭支援体制の構築に向けた都道府県の取組、各年度における代替養育を必要とする子どもの数の見込み、里親等への委託の推進に向けた取組、パーマネンシー保障と続くわけですね。

前半の在宅支援ということがとても大事で、市町村に計画的にそれを取り組んでもらいましょう。そして、子どもであり、また当事者の意見を大事にしましょう。それをちゃんと考えて示してくださいというふうになっていると思うのですけれども、「見える化」を

されていることが、どうしても代替養育のところにだけが注目され、関心が里親とか養子縁組のことに集中するもの、偏ってしまうものになっている。ここで、例えば家庭養育優先の原則とは何かといったときに、ともすれば代替養育において家庭養護が優先なのだなというふうに読まれてしまって、マスコミや報道などを通じてそういう傾向が強まってしまっていると思います。

もともと、児童福祉法の平成28年改正によって第3条の2で書かれているのは、在宅で子どもが地域から離れないで生活できるように支援していこう。そうできるように保護者を支援することというのがまず書いてあって、それができないときに代替養育というふうな並びになっています。

この辺りも含めて、この第3条の2が規定されていることそのものが社会的養育、家庭養育優先の原則だというふうに私は理解しているのですけれども、どうもそこで混乱があるので、どうなのでしょうかとということをお尋ねしたいと思います。少なくとも発信にはそういう意図はないけれども、世の中に誤解が生じているのではないか。この辺りのことも含めて御発信をお願いしたい。レーダーチャート等で見やすくするというのはとても重要なことだと思うのですけれども、どうしても数値目標にとらわれ、そこにだけ関心がいつてしまって、都道府県にも混乱がある。

資料8で児童相談所職員を増やすということの計画が出てきましたけれども、この結果、人は確かに増えているのですが、経験が3年未満の児童相談所職員が50%を超えています。こういう中では、本当に大事なことをちゃんと踏まえた上で里親委託を進めるとかができなくなってしまう。とにかく子どもをせかしたり、保護者をせかしたり、あるいはあなたにはできていませんねということでは、とてもではないけれどもその後の支援を受けることを納得できるはずはないので、十分に家庭を支援した上で、やはりお子さんにとっても、家庭にとっても、代替養育を使うことが必要ですねという納得がなければ、これはうまくいかないものだと思います。

一部だけを強調して自治体に求めるというのは、どうも地方自治法の自治事務に対する、そしてその関与の在り方についての法令を踏まえても注意が必要だなと思い、改めて条文を読んだりしていますけれども、この辺りで家庭養育優先の原則をどのように理解するかの確認をさせていただいた上で、もし私の理解が誤りでないのであれば、発信についてぜひとも、そこを留意していただきたいと要望をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○秋田部会長 どうもありがとうございました。

この後、続いておりますので、事務局からは全て御意見いただいてから回答をいただくということで、1人2、3分ほどでお願いできたらと思います。

久保野委員からお願いいたします。

○久保野委員 ありがとうございます。久保野でございます。

宮島委員の御発言を伺う前に手を挙げていたのですけれども、趣旨としましては、しか

し重なります。

といいますのは、資料6の「見える化」の取組について、家庭養育率の中に特別養子が成立したものを入れるというのは、成果として入れるというのは適切な考え方だと思うのですが、しかし、やはりこのように数値目標という形で扱っていかうとしたときに、何を設定するか難しいとは思いますが、しかし、そこで特別養子の成立の数が入っているということに強い懸念を覚えるものです。

前提として、家庭養育優先の原則の理解や特別養子縁組というものがどういう場合にどう必要なのかということについては十分に議論が必要だということは従前もこの会議で発言をさせていただきまして、それに重なりますけれども、特別養子については成立させるべきケースについてしっかり進めるということが大事なのであって、どのような場合に特別養子を検討すべきかということ自体に、従前の議論の経緯を踏まえても大きな検討の余地というか、課題がなお残っているというふうに考えていますし、また、成立を判断するのは裁判所だということもあります。

そういう意味では、やはり数値目標という影響力が大きいものについて、数という形で入れることについては、既にもう入ってしまっていることであるとはいえ、今後に向けて見直しを含めて検討していただきたいと思います。

以上です。

○秋田部会長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、倉石委員、お願いいたします。

○倉石委員

資料4です。簡潔に「新子育て安心プランにおける支援ポイント」の「1地域の特性に応じた支援」のところ、下のほうに「保育コンシェルジュによる相談支援」というのがあるのですが、これはコンシェルジュというふうに特定されるよりは、やはり利用者支援専門員というふうに、専門員の方がいらっしゃいますのでそのようにしたほうが、コンシェルジュですと特定型にどうしてもイメージがいきますので、基本型、それから特定型、母子保健型含めて利用者支援専門員という方の配置というのが今、進んでいますので、そうされるほうがいいのではないかとということが1点です。

その横の2、3のところ、保育士の確保というところでも、地域子育て支援拠点には保育資格を持っておられるような潜在保育士さんの方もいらっしゃるわけですね。そうすると、そういう拠点との交流を保育施設が行いながら、場合によれば人材の確保ということも可能になるのではないかと。このことは、保育所、保育士の検討会のほうでも今後議論になっていくと思うのですが、この2点です。

利用者支援専門員の名称にされたほうがいいのではないかとということと、子育て支援拠点との交流ということを2、3の辺りで入れていただくということをぜひ御検討いただけたらと思います。

以上でございます。失礼しました。

○秋田部会長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、草間委員、お願いいたします。

○草間委員 草間です。私のほうからは1点です。

資料6の「見える化」についての指標なのですが、家庭養育優先ということがうたわれているのですが、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の達成具合の率を参考値でも結構ですので盛り込んだらどうかと考えます。里親委託率だけの数字では、そちらの方にだけ焦点が向きがちになってしまう。しかし、代替養育の一つとしては施設養護というのはこれからもある一定割合、役割があるということです。このような状況をふまえ、施設養育における家庭型のタイプを追求していただく。したがって、施設の小規模化率と地域分散化率といった新たな指標もあった方が、各施設にとっても非常に共感共有できる。また施設側にとり、施設の小規模化と地域分散化を本気になって取り組む、推進しなければいけないというインセンティブにもなるのではないかと思います。

以上です。

○秋田部会長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、前田委員、お願いいたします。

○前田委員 ありがとうございます。

私は、資料8の児童福祉司の増員についてちょっと御意見を述べさせていただきたいと思います。

既に宮島先生がお話しくださったのですけれども、新しい問題が発見されて、またさらに里親を増やせば増やすほどそのケアも必要になりますし、それから一時保護の家裁との連携ということで、一時保護の仕事、児童福祉司の仕事がととも増えているわけですね。

一方で、緊急的に増員をしますと、お話しにありましたように経験3年以下の方が5割を占めていらっしゃるということで、若手の育成にも中堅の児童福祉司がすごく手間暇を取られます。

この児童福祉司の人数が増えず、クオリティーが上がらない一つは、現場でみんな燃え尽きて保育士さんと共通する問題があるのですけれども、みんな一人前になる前にやめてしまうのですね。ですので、公務員の定数管理がかかっている中で、対人サービスの根幹となる児童福祉司を数値目標を上げて確保するという事は非常にいい動きだと思うのですが、一方でこの人たちを育成し、先ほど資格についても議論がありましたけれども、長く働いてもらうためにどうするかという仕組みや知恵みたいなものですね。児童福祉司さんたちが続けたいと思うような職場作りみたいなノウハウも蓄積して、その知恵をシェアしていくことが必要ではないかと思います。

以上です。

○秋田部会長 どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、周委員、お願いいたします。

○周委員 ありがとうございます。私も資料4の、新子育て安心プランについてコメントさせていただきたいと思います。

このプランは、令和6年度までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備するというようなプランになっておりまして、長い間そういう待機児童問題で苦しめられている子育て女性にとっては非常に朗報だと思います。

ただ、懸念もあるのですね。このプランは女性の就業率に対して一定の仮定をおいた上で出している数値なのですけれども、令和7年の目標としては女性の就業率は82%としています。可能性としてはゼロではないのですが、実際はそんなに高くないのではないかと思います。先ほどの資料の中でも、シングルマザーの就業率は81%台ですね。働く緊急性の高いシングルマザーの就業率でも82%に達していないのであれば、女性全体としては82%がかなり高い見積数値ではないかと思うのです。

そこまで高くない可能性を考えると、保育の受け皿を作り過ぎるという懸念はあるのです。しかも、今回のコロナ禍で2020年の新生児の数は戦後初めて90万人を割り込んでいまして、婚姻件数も12%以上下がっているのです。ですから、今年や来年の出生数はさらに減ることが予想されます。保育の受け皿を作り過ぎてしまうと資源が無駄になるのです。せっかく取ってきた予算が無駄にならないためにも、予備の案を作るべきではないかと思うのです。

例えば、建物等のハコモノを1回作ってしまうとなかなか壊せないもので、別の用途に簡単に転用できるようにあらかじめ設計しておく豊井のです。予算が余った場合は、その予算を別の子育て支援事業に速やかに転用できるように、予備の案を用意して、必要になった場合はその予備の案を迅速に発動できるような体制が必要ではないかと思います。

以上です。

○秋田部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、相澤委員、お願いいたします。

○相澤部会長代理 簡単に1点だけです。

例えば、先ほどの説明でヤングケアラーとして自覚している子どもはわずか2%というような結果が出ていますし、これから子どもの意見表明権をきちんと規定して保障していくということを考えたときに、やはり子どもの権利について幼児期から、保育所に通う時期くらいから、権利とはどういうものかということをしちんと教えていく。権利教育を充実強化していくということがとても大事だと思いますので、その点について発言させていただきました。

以上です。

○秋田部会長 どうもありがとうございます。

それでは、時間の関係もございますので、事務局の御担当のそれぞれから御回答をお願い

いたします。

○中野家庭福祉課長 家庭福祉課長でございます。まず、私のほうからは宮島委員、久保野委員、草間委員からお話しがありました社会的養育推進計画の件についてお話しをさせていただきたいと思っております。

宮島委員がきれいにまとめていただきましたが、御指摘のとおりでございます。これは里親ありきということではなくて、当然ながら個々のケースに応じて最もふさわしい支援というものを判断する。

その前提として、まずは虐待に至らないような形で家庭支援をしっかりとしていく。その上で、仮に虐待に至ったとしても、できるだけ本人のふさわしい形で支援をし、親子関係再統合としてそういった支援を充実させることで家庭のほうに復帰をさせる。その上で、社会的養護が必要になったケースについて、最もふさわしいようなところにうまくつないでいく。そういう全体像の中で考えていかないといけないと思っております。

ただ、現状を見てみますと、例えば諸外国の里親委託率、それから日本の現状ですが、日本はどうしてもやはり施設に偏ってきているところがありまして、例えばイギリスだと里親委託率は73%、アメリカでも80%等々、やや日本は施設に偏っているというマクロの観点で見たときに、釈迦に説法ですが、里親という選択肢が少な過ぎるのではないかとこのところがあるというふうに考えていまして、個別のケースで見たときに、どうしても愛着形成の観点から、この子については里親に措置したいのになかなかできないというような現場の悩みに対してしっかりと応えるような、そういう体制整備を日本全体でしていけないといけないということは誰も否定しないところだと思っております。

もちろん、里親ありきということで何か数字が先走りするようなことがあってはいけないと思っております。そうした全体像の中でしっかりと考えていくという辺りが必要だというふうに思っています。

ですから、数字ありきという形で、この手の計画を作るとややミスリーディングになるようなリスクというのが必ず生じてきますが、そうしたことが生じないように、しっかり運用上の工夫をしていきたいと思っております。

また、草間先生からお話しがありましたとおり、これは里親だけではなくて施設側のほうもしっかり変わらないといけないというところで多機能化を図る、あるいは先生が御指摘のとおり小規模化を図る、小規模地域分散化を図るというところで、先ほど御説明したとおり6人定員のところを4人定員にしたり、一般の空き家を使えるような、より柔軟な形の運用ができやすいような形の規制緩和を図りつつ、しっかり地域分散化のほうの計画、これも先ほど御説明したアクションプランという形で、ちょっと具体的な数値目標というところは立っていないわけでございますが、後押しをして推進をしているところでございます。こちらのほうも当然、里親委託率と同様、しっかり支援をしていきたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。

では、お願いいたします。

○矢田貝保育課長 保育課長でございます。

新子育て安心プラン、資料4についてお二方から御意見いただきました。

まず、倉石先生から保育コンシェルジュのところ、それから保育人材確保のことについて御意見をいただきました。昨年12月に公表したのは、これで公表していますけれども、今後のこの施策の展開に当たっていただいた御意見については織り込んでいきたいと思っておりますし、また、地域、保育所・保育士の在り方検討会のほうでも引き続き御議論をいただければと思っております。

また、周委員から、14万人について御質問がございました。この82%というのは現時点での政府の目標値ではあるのですが、実際には毎年4月1日の待機児童数を各市町村に聞くときに、今後4年間、令和6年度末までにどのくらい保育所を増やしていくのかというのを毎年毎年聞いております。それで、直近の足下のコロナも含めた状況で、今後自治体がどうしていくのかというのを毎年毎年見直ししながら整備を図っていくことにしております。その中で、保育所の整備ではなくて、例えばこのプランにありますマッチングのほうで新たに作られるマッチングであるとか、小規模の保育所にするとか、そうしたことも計画ありきではなくて現場の実態ありきで運用していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。

では、お願いいたします。

○山口虐待防止対策推進室長 虐待室長です。

児童福祉司の増員と、それから定着、育成ということについて御指摘がありました。御案内のとおり、今まさにおっしゃるとおりで、新プランの中で児童福祉司を急に増やしているということで、限られた定員の中で人を増やしていくということは結構大変なことで、そういった意味で人を増やしていくということをしっかり進めていくということがまず大事ですが、そうしますとどうしても経験が浅い人が入ることになりますので、現場は一時的なのかもしれませんが、大変な状況になるということでもあります。

そのため、おっしゃるように育成であったり定着というのは非常に重要であるということだと思っております。先ほど御案内にあったワーキングチームですね。これは、割と資格のところばかり注目されておりますけれども、資格の在り方その他資質の向上に関するワーキングチームということで、育成であったり、質の向上であったり、そういうことについてもたくさん御意見をいただいておりますので、しっかり検討内容も踏まえまして定着育成というところにも力を入れていきたいと思っております。

以上です。

○秋田部会長 どうもありがとうございます。

そうしましたら、私のほうの指名の仕方です時間を急いだために、今日御出席の委員の中で小川委員の御意見をまだ伺えていないと思いますので、小川委員からよろしければお願いいたします。

○小川委員 ありがとうございます。

ごめんなさい。皆さんの御意見を伺いながら、そうか、そうかと思って、私のほうから皆様にお伝えしたいのは、今、保育士が足りない、足りないと言われていて久しいですけれども、実は保育士養成をしている施設、特に専門学校とか短大がどんどん閉校しています。つまり、なくなっています。保育士になりたいという若い人たちが減っているという現実がありますので、実際に保育士は保育所だけでなく様々な児童福祉施設でも働いているわけですけれども、その人たちがちょっと減ってきているというのは大変なことだなと考えております。

昔は、保育園の先生になりたいとかというのが憧れのようにお子さんたちにはあったのですが、それが今はかなりなくなっているという現実がありますので、実際に保育士の仕事はこんな魅力があるよというのをどういうふうに若いお子さんたちに伝えていくかということも考えていかなければいけないなというふうに今、考えております。

ありがとうございます。以上です。

○秋田部会長 ありがとうございます。

大変、貴重な御意見をありがとうございます。数多くの御意見をいただきましたが、児童部会はいろいろな内容、報告を伺うだけではなくて、本日いただきました御意見もそれぞれの専門部会にも生かしていただけるような方向も考えながら一緒に作っていったらというふうに考えております。

内容も多岐にわたりますし、年間の開催頻度も高いものではございませんので、ぎゅっと詰まった形でいろいろ御意見をいただくことになっておりますけれども、新型コロナの中でも厚生労働省の各関係者の皆様が本当にいろいろな尽力をくださって、専門委員の先生方が詰めてくださって新たな展開が生まれていること、または山野先生からも貴重な資料を出していただきましたけれども、そうした中で新たな課題を私どもが考えていかなければならないというようなことも本日議論できたのではないかと思います。ありがとうございます。

ほかに御発言がないようでありましたら、本日はこれで閉会としたいと思います。事務局よろしいでしょうか。

○小澤総務課長 本日はありがとうございました。

なお、冒頭、マイクがミュートになって開会が遅れたことにつきまして改めておわび申し上げます。

○秋田部会長 それでは、オンラインでの初めての開催ということになりましたが、御協力どうもありがとうございました。

時節柄、御自愛ください。失礼いたします。